

- 豊島区では認可事業として、待機児童対策を目的とした居宅訪問型保育事業を実施。
- 利用対象児童は、豊島区在住で、認可保育施設の申込みをし、入園内定が出なかった方で、生後6週経過児～2歳児（4月1日現在）の方。

## 基本事項

- ◆保育時間（通常の保育時間を想定）
  - ・保護者や同居の方が在宅していない日時に限る
  - ・保護者が帰宅された時点で、保育終了
- ◆保育料
  - ・基本保育料 他の認可保育施設の保育料と同額
  - ・交通費 利用者の負担なし
  - ・延長保育 1時間1,000円
- ◆保育従事者 居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた保育士  
保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者

## 質確保に向けた取組

- ① 巡回支援  
公立保育所の園長経験者が、実際に保育を行っている居宅や公園を巡回し、保育内容の確認を行っている。
- ② 意見交換会  
保育従事者、運営事業者、豊島区の3者で、居宅訪問型保育事業の目指すべき保育サービスについて、打合せを行っている。
- ③ 研修会  
居宅訪問型保育者向けの研修会を実施（基礎研修）。